

次世代医療基盤法ガイドライン（Ⅲ．匿名加工医療情報取扱事業者編） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
1・2 （略） 3 匿名医療保険等関連情報等との連結（法第31条） 法第31条 1～3 （略） 4 厚生労働大臣等は、前項の規定による情報の提供に係る事務の全部又は一部を医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号）による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会その他主務省令で定める者（以下この条において「機構等」という。）に委託することができる。 5 第三項の規定による情報の提供を受ける認定匿名加工医療情報作成事業者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（前項の規定により厚生労働大臣等からの委託を受けて、支払基金等が第三項の規定による情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあっては、機構等）に納めなければならない。 6 前項の規定により機構等に納められた手数料は、機構等の収入とする。 7 認定匿名加工医療情報作成事業者は、第一項の規定による匿名加工医療情報の提供を、第四項の規定による委託を受けた機構等を通じて行うことができる。 （略） 令第10条 1 （略） 2 前項の手数料は、主務省令で定めるところにより、収入印紙	1・2 （略） 3 匿名医療保険等関連情報等との連結（法第31条） 法第31条 1～3 （略） 4 厚生労働大臣等は、前項の規定による情報の提供に係る事務の全部又は一部を社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会その他主務省令で定める者（以下この条において「支払基金等」という。）に委託することができる。 5 第三項の規定による情報の提供を受ける認定匿名加工医療情報作成事業者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（前項の規定により厚生労働大臣等からの委託を受けて、支払基金等が第三項の規定による情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあっては、支払基金等）に納めなければならない。 6 前項の規定により支払基金等に納められた手数料は、支払基金等の収入とする。 7 認定匿名加工医療情報作成事業者は、第一項の規定による匿名加工医療情報の提供を、第四項の規定による委託を受けた支払基金等を通じて行うことができる。 （略） 令第10条 1 （略） 2 前項の手数料は、主務省令で定めるところにより、収入印紙

をもって納付しなければならない。ただし、法第三十一条第五項の規定により機構等（同条第四項に規定する機構等をいう。））に対し手数料を納付する場合は、この限りでない。

（略）

3-1 匿名医療保険等関連情報等との連結

（略）

認定匿名加工医療情報作成事業者が、匿名加工医療情報を公的DBのデータと連結可能な状態で提供する場合は、以下の流れにより提供が行われることとなる。

- ① 認定匿名加工医療情報作成事業者は、自身の保有する医療情報に含まれる本人の被保険者番号又はカナ氏名・生年月日・性別等（以下「被保険者番号等」という。）を、厚生労働大臣その他政令で定める大臣（厚生労働大臣が医療情報基盤・診療報酬審査支払機構等に委託した場合にあっては医療情報基盤・診療報酬審査支払機構等を含む。以下「厚生労働大臣等」という。）に提供する。
- ② 厚生労働大臣等は、被保険者番号等をハッシュ化することにより、公的DBから利活用に提供する匿名化データに付与する提供用IDを生成し、また当該提供用IDを認定匿名加工医療情報作成事業者に提供する。
- ③ 提供用IDを付与した匿名加工医療情報については、認定匿名加工医療情報作成事業者により直接利活用に提供される。
- ④ 認定匿名加工医療情報作成事業者から提供用IDを付与した匿名加工医療情報の提供を受けた匿名加工医療情報取扱事業者は、当該匿名加工医療情報に付与されている提供用IDと、別途厚生労働大臣等から提供を受けた匿名化データに付与されている提供用IDとを突合させることで、両データを連結する。

3-2 （略）

をもって納付しなければならない。ただし、法第三十一条第五項の規定により支払基金等に対し手数料を納付する場合は、この限りでない。

（略）

3-1 匿名医療保険等関連情報等との連結

（略）

認定匿名加工医療情報作成事業者が、匿名加工医療情報を公的DBのデータと連結可能な状態で提供する場合は、以下の流れにより提供が行われることとなる。

- ① 認定匿名加工医療情報作成事業者は、自身の保有する医療情報に含まれる本人の被保険者番号又はカナ氏名・生年月日・性別等（以下「被保険者番号等」という。）を、厚生労働大臣その他政令で定める大臣（厚生労働大臣が支払基金等に委託した場合にあっては支払基金等を含む。以下「厚生労働大臣等」という。）に提供する。
- ② 厚生労働大臣等は、被保険者番号等をハッシュ化することにより、公的DBから利活用に提供する匿名化データに付与する提供用IDを生成し、また当該提供用IDを認定匿名加工医療情報作成事業者に提供する。
- ③ 提供用IDを付与した匿名加工医療情報については、認定匿名加工医療情報作成事業者により直接利活用に提供される。
- ④ 認定匿名加工医療情報作成事業者から提供用IDを付与した匿名加工医療情報の提供を受けた匿名加工医療情報取扱事業者は、当該匿名加工医療情報に付与されている提供用IDと、別途厚生労働大臣等から提供を受けた匿名化データに付与されている提供用IDとを突合させることで、両データを連結する。

3-2 （略）

4 (略)

4 (略)